

第1回定例会議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号 いちき串木野市サテライトオフィス設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第2号 生福交流センターの指定管理者の指定について
- 第 5 議案第3号 冠岳交流センターの指定管理者の指定について
- 第 6 議案第4号 照島交流センターの指定管理者の指定について
- 第 7 議案第5号 旭交流センターの指定管理者の指定について
- 第 8 議案第6号 荒川交流センターの指定管理者の指定について
- 第 9 議案第7号 川南交流センターの指定管理者の指定について
- 第10 議案第8号 川北交流センターの指定管理者の指定について
- 第11 議案第9号 川上交流センター等の指定管理者の指定について
- 第12 議案第10号 本浦交流センターの指定管理者の指定について
- 第13 議案第11号 中央交流センターの指定管理者の指定について
- 第14 議案第12号 上名交流センターの指定管理者の指定について
- 第15 議案第13号 野平交流センターの指定管理者の指定について
- 第16 議案第14号 土川交流センターの指定管理者の指定について
- 第17 議案第15号 町の区域の設定及び変更について
- 第18 議案第16号 いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第17号 いちき串木野市総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 予算議案第8号 令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第9号）
- 第21 国特予算議案第3号 令和4年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第22 介特予算議案第3号 令和4年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第23 後特予算議案第3号 令和4年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第24 予算議案第1号 令和5年度いちき串木野市一般会計予算
- 第25 国特予算議案第1号 令和5年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第26 介特予算議案第1号 令和5年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第27 後特予算議案第1号 令和5年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第28 水道予算議案第1号 令和5年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第29 下水道予算議案第1号 令和5年度いちき串木野市下水道事業会計予算
- 第30 議案第18号 いちき串木野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第31 議案第19号 いちき串木野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 第32 議案第20号 いちき串木野市児童館条例を廃止する条例の制定について

- 第 3 3 議案第 2 1 号 いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 4 議案第 2 2 号 いちき串木野市子ども・子育て会議条例及びいちき串木野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 5 議案第 2 3 号 いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 6 議案第 2 4 号 いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びいちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 7 議案第 2 5 号 いちき串木野市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 8 議案第 2 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 3 9 議案第 2 7 号 市道の認定について
- 第 4 0 議案第 2 8 号 いちき串木野市地方卸売市場条例及びいちき串木野市特別会計設置条例を廃止する条例の制定について
- 第 4 1 議案第 2 9 号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第1号（2月20日）（月曜）

出席議員 16名

1番	西田憲智君	9番	大六野一美君
2番	田畑和彦君	10番	東育代君
3番	高木章次君	11番	中里純人君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	中村敏彦君	16番	濱田尚君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	岩下麻衣君
補	佐	石元謙吾君	主	査	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	市来支所長	橋口昭彦君
副市	長	出水喜三彦君	教育総務課長	瀬川大君
教育	長	相良一洋君	消防長	谷口浩貴君
総務課	長	山崎達治君	まちづくり防災課長	富永孝志君
企画政策課	長	北山修君	都市建設課長	吉見和幸君
財政課	長	宮口吉次君		

△開 会

○議長（濱田 尚君） これから令和5年第1回いちき串木野市議会定例会を開会いたします。

△報 告

○議長（濱田 尚君） まず、監査委員から報告のあった令和4年11月分及び12月分の例月出納検査の結果並びに監査報告第8号、第9号及び第10号について、それぞれの写しをお手元に配付してあります。

また、市長から報告のあった地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分の報告並びに鹿児島県市議会議長会臨時総会出席報告についても、その写しをお手元に配付してあります。

△開 議

○議長（濱田 尚君） これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（濱田 尚君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、田畑和彦議員、高木章次議員を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（濱田 尚君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月28日までの37日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から3月28日までの37日間とすることに決定しました。

△日程第3～日程第23

議案第1号～後特予算議案第3

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第3、議案第1号から日程第23、後特予算議案第3号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） おはようございます。

令和5年第1回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号いちき串木野市サテライトオフィス設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

サテライトオフィスの利便性向上を図るため、開館時間及び休館日について改正しようとするものであります。

議案第2号から議案第14号までは、指定管理者の指定についてであります。

13地区の交流センター等を各まちづくり協議会等にそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号町の区域の設定及び変更についてであります。

麓土地区画整理事業区域周辺部の大字上名について、町の区域を設定及び変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地元への定住・就業を促進する新たな奨学金制度の創設に当たり、現行の奨学基金を廃止し、薩摩スチューデント基金を設置するため、改正しようとするものであります。

議案第17号いちき串木野市総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

パークゴルフ場の休場日等の変更及び回数券の種類を追加するため、改正しようとするものであります。

次に、予算議案第8号令和4年度いちき串木野市

一般会計補正予算（第9号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ990万円を追加し、歳入歳出予算の総額を183億5,842万8,000円とするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であります。

それでは、歳出から款を追って、その主なるものについて説明を申し上げます。

2款総務費は、総務管理費で新たな資金運用の導入に伴う基金利子の積立金の追加であります。

3款民生費は、社会福祉費で市来高齢者福祉センター空調改修事業費の計上であります。

4款衛生費は、保健衛生費で国民健康保険特別会計繰出金の追加であります。

6款農林水産業費は、農業費で農地集積協力金の追加、林業費で有害鳥獣捕獲事業補助金の追加、水産業費で羽島漁港地域水産基盤整備事業負担金及び水産基盤機能保全事業負担金の追加であります。

7款商工費は、駅前広場及び社会体育施設の指定管理者委託料の追加のほか、地域間幹線系統確保維持費補助金及び地方バス市内路線維持費補助金の計上であります。

8款土木費は、河川費で県単砂防事業負担金の計上であります。

10款教育費は、教育総務費で大学等を卒業後、本市への定住及び就業を促進するため、奨学金の返還支援制度の創設に当たり、新たに設置する薩摩スチューデント基金への積立金の計上であります。

次に、歳入の主なるものについて説明を申し上げます。

10款地方交付税は、普通交付税の追加であります。

14款国庫支出金及び15款県支出金は、事業費決定に伴うものであります。

17款寄附金は、株式会社マリン工業からの教育支援に係る寄附金の計上で、薩摩スチューデント基金への積立金に充当しようとするものであります。

18款繰入金は、財政調整基金繰入金のほか、市債管理基金繰入金及びふるさと寄附金基金繰入金の減額であります。

20款諸収入は、総合体育館アリーナ照明等改修事

業の実施に伴うスポーツ振興くじ助成金の決定による計上であります。

21款市債は、事業費決定による調整に伴うものであります。

第2条繰越明許費の補正は、市来高齢者福祉センター空調改修事業など12事業を追加し、翌年度に繰り越して使用するものであります。

第3条債務負担行為の補正は、生福交流センターなど13件の指定管理者指定について期間と限度額を定めるものであります。

第4条地方債の補正は、過疎対策事業債など3事業債の限度額の変更を行うものであります。

次に、国特予算議案第3号令和4年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9,079万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億628万7,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出において、2款保険給付費で決算見込みによる療養給付費及び高額療養費の追加、6款基金積立金で国民健康保険基金積立金の追加、8款諸支出金で県支出金返還金の追加、歳入は、4款県支出金で普通交付金の追加、6款繰入金で一般会計繰入金の追加及び国民健康保険基金繰入金の減額、7款繰越金で前年度繰越金の追加であります。

次に、介特予算議案第3号令和4年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,538万円を減額し、歳入歳出予算の総額を38億2,810万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出において、2款保険給付費及び3款地域支援事業費で決算見込みによる減額、5款基金積立金で介護保険基金積立金の追加、歳入は、3款国庫支出金で介護給付費負担金及び調整交付金の減額、4款支払基金交付金、5款県支出金及び7款繰入金で、いずれも保険給付費の決算見込みに伴う減額、8款繰越金で前年度繰越金の追加であります。

次に、後特予算議案第3号令和4年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ96万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億2,190万6,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、2款後期高齢者医療広域連合納付金で決算見込みによる保険基盤安定分担金の減額、歳入は、3款繰入金で保険基盤安定繰入金の減額であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（濱田 尚君） これから質疑に入ります。

まず、議案第1号いちき串木野市サテライトオフィス設置条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

○14番（原口政敏君） 1点お伺いしますが、令和4年12月定例会の一般質問におきまして、土曜日は開館しなさいと、同僚議員が言われましたね。私も同じだった。市長は、経営型市政を目指すとおっしゃったんですよ。であるならば、当初から土曜日は開館すべきだったと私は思っておりますがよ。私も小さい会社を経営しておりますけれども、土曜日を休むなんか言語道断です。なぜ変わったのか、その変わった経緯についてお聞かせください。

○企画政策課長（北山 修君） サテライトオフィスの開館日についての御質問です。当初、この休館日につきまして、日曜日、土曜日と祝日等にしておりましたけれども、利用者からの声であったり、利用状況、こういったものを踏まえて、この土曜日、特に、今、委員のおっしゃいますように土曜日も仕事をされるという、こういった方もいらっしゃるというお声もありましたので、今回このような形で土曜日も開館するとしたところでございます。

○14番（原口政敏君） 課長、利用者からの要望があったと。これはもちろんですよ。あるはずですよ。委員会で強く指摘しましたがね、土曜日は開けなさいって。今後、こういうことは、市長は経営型市政を目指すとおっしゃっているわけだから、土曜日は開けるのは当然ですよ。今になって開けるって言っ

ても反対しませんが、今後はこういうことは十分気をつけてください。

○議長（濱田 尚君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第2号生福交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

○1番（西田憲智君） 交流センターの指定管理について、全般的に質疑を3点させていただきたいと思っております。

まず、1点目は、今、人件費として報酬を管理料のほうに計上しておりますが、今後、まちづくり協議会の会計の委託委員設置補助金のほうへ移行するとなっていて、収支の会計がなかなか比較できないという可能性が考えられますが、これについてのこれまでの経緯もあると思っておりますので、この経緯についてお聞かせいただきたいのが1点。

2点目が修繕費でございます。今現在、定額設定になっているこの修繕費について、建築年数も違う建物について、管理者からのそういった情報というのをどこまで把握できているのか。また、この修繕費で賄えないその他の修繕費について何か計画があらわれるのかというのをお聞かせいただきたい。

3点目が利用料についてでございます。社会情勢の変化によってエネルギー高騰等ありますが、空調費、空調利用料含めて、利用料が変わっていないと思いますが、今後のこの計画についてお聞かせいただきたい。

以上3点、よろしくお願いたします。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） ただいまの御質問につきまして、まず、1点目が人件費の関係、まちづくり協議会の会計の人件費を補助金のほうに変えた経緯という形でございます。

まず、経緯につきまして御説明申し上げます。

交流センターの管理体制の在り方につきましては、管理人が常駐する生福、冠岳、照島、旭、荒川の5地区と、管理人が常駐しないそれ以外の地区がございます。今回、統一を図るという形で、指定管理人の更新に合わせまして、この5地区について、効率的な運営の観点から、利用がない日については管理

人を常駐させず管理をしていただきまして、利用申請に基づいて開館していただくこととしまして、人件費を廃止して、そして、その他の地区と同様に管理事務費12万円を計上しております。

日常の管理につきましては、先ほど議員が述べられましたまちづくり協議会に補助する嘱託員設置補助金を活用していただくこととしておりまして、この嘱託員設置補助金を他の施設と同様に嘱託員のほうで管理をしていただくような形で考えているところでございます。

次に、修繕費の関係でございますが、修繕費は各施設5万円という形でしております。これにつきましては、この中で修繕ができる範囲で修繕をしていただくということで、それを超えるような修繕につきましては、市のほうに連絡をいただいて、市のほうで修繕を行うという形を取っているところでございます。

続きまして、利用料についてでございますが、利用料につきましては、これまで電気代とかそういう利用料を設定しております。この利用料について、現在のところでは更新という形で、変更という形で考えておりませんが、これ以降、また電気代とかそういう料金等がまだまだ上がるようであれば、また変更についても今後検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（濱田 尚君） ほかにありませんか。

○15番（福田清宏君） 嘱託員の補助金なんですが、下がっていくんですけど、この5地区ね。ほかの地区の金額はそのままだけですが、週2日ぐらいの今、開館というか、常駐をしているような状況のところが多いと思うんですけど、2日の開館で十分なのかどうか。その辺も検討された上での変更なしと理解していいですか。お尋ねします。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 開館につきましては、地域によっていろいろとスタイルがあると思われまして。そのため、ある地域では週2回、9時から3時ぐらいまでとか、ある地域では週3回とかいう形で、地域地域で開館の方法を考えていただいて、そして運営をしていただく。ただ、利用の申請がございましたら、それに合わせてまた対応して

いただくというような形で考えているところでございます。

○15番（福田清宏君） そのとおりだと思いますが、補助金の額に合わせて人件費を算出して、2日が限度という形の開館という形になっていると私は聞いておりますが、これは3日できないんですよね。だから、活発に利用していただくとすれば、当然のこととして、1日なりとも増やして開館できるように予算措置があつてしかるべきと思つての質問なんです。その辺については考えなかったと理解していいですか。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 補助金の額の関係であると思われまして。今回、来年度の当初予算のほうで、月額5万円、60万円を、月額6万円の72万円という形で引き上げて予算計上しておりますので、その部分で、いろいろとまたこれまでより日数というか時間数が増えるような形で運営をしていただくということで考えているところでございます。

○議長（濱田 尚君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第3号冠岳交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号照島交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号旭交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号荒川交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号川南交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号川北交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号川上交流センター等の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号本浦交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号中央交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号上名交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号野平交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号土川交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号町の区域の設定及び変更について、質疑はありませんか。

○7番（田中和矢君） 区域の設定及び変更についてですが、先日の議案説明のときに飛び地が幾つかあったと思うんですけども、飛び地が発生する理由、あるいは飛び地をつくらなければならない理由をちょっと説明願います。

○都市建設課長（吉見和幸君） 議案資料の位置図を御覧いただきたいと思います。タブレットを御覧ください。議案資料の位置図の中には、現在飛び地というのは発生していない状況でございます。

○7番（田中和矢君） 現在の公民館で、少し離れた場所に別の公民館が存在すると、そういうのがあるんですが、そういったものはこれにはないんですか。再度お尋ねします。

○都市建設課長（吉見和幸君） 現在のところ、それぞれの公民館と調整をした上で区域の境を決めておりますので、飛び地並びに離れたところはないということでございます。

○議長（濱田 尚君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第16号いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号いちき串木野市総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第8号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第9号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、国特予算議案第3号令和4年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、介特予算議案第3号令和4年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、後特予算議案第3号令和4年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっている議案については、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

△日程第24～日程第41

予算議案第1号～議案第29号一括上程

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第24、予算議案第1号から日程第41、議案第29号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 本日ここに、令和5年第1回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、市政運営に対する所信の一端を表明するとともに、予算議案及び議案の概要について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

私は、我が国の最大かつ喫緊の課題は急速な少子化の進行による人口減少にあると思っています。令和3年に生まれた全国の出生児数は過去最少の81万1,604人、令和4年は80万人を割り込み77万人台になるとの見通しが示されており、昭和20年代に250万人、平成でも120万人であったのに比べると、危機的な水準にあると言われています。

このため岸田文雄首相は、先月開会された通常国会の施政方針演説において、「我が国は社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれている」との認識の下に、「こどもファーストの経済社会をつくり上げ、出生率を反転させる」ため、「従来とは次元の異なる少子化対策を実現する」と述べています。

本市においては、全国平均を上回るペースで少子化が進行しており、令和3年に本市において生まれた子どもの数110人は、10年前の半分、令和4年は132人と幾分増えていますが、それでも10年前の3分の2に減少しており、極めて厳しい状況にあります。

これまでも少子高齢化や人口減少に対応するため、第1期、第2期の総合戦略を策定して取組を進めてきましたが、新型コロナウイルスによる社会経済活動の停滞をはじめ、人々の行動変容や価値観の変化、さらには将来への不安感などもあって歯止めがかかっていません。これまでの延長線上の対策では時代の変化に対応できないとの危機感の下に、10年後、20年後を見据えた本市ならではの思い切った人口減少・少子化対策を行うことが急務であると考えます。

このため、令和5年度を「人口減少・少子化緊急対策元年」と位置づけ、これからの社会を担っていく「子どもや若者」を中心とした施策を重点的に展開していきます。

2番目に、人口減少・少子化対策についてであります。

まず、取り組むべきは、若者の未婚・晩婚対策です。生涯未婚率という指標があります。50歳までに一度も結婚しない人の割合であり、1970年（昭和45年）に男性1.7%、女性3.3%だったものが、2020年（令和2年）には男性28.3%、女性17.8%と大幅に増えています。

もとより、結婚は個人の自由な意思決定に基づくものではありませんが、若い世代の約9割がいずれ結婚することを希望しながらも、「適当な相手に巡り合わない」、「資金が足りない」などの理由により、それがかなわない方が増えているという現実があります。

出会いの機会を提供するため、これまでの本市「縁結び隊」の活動に加え、鹿児島県及び鹿児島市が設置している結婚相談所への登録を勧めるとともに、民間事業者が運営する婚活事業所への登録料に対する助成制度を設けます。

また、婚活事業にとらわれず、広く趣味活動等を通じた出会いの機会を提供するためのイベント等を実施します。

さらに、結婚時に必要な引越し費用等の支援を行う結婚新生活支援補助金を拡充します。

不安の多い妊娠期の支援策としては、新たに低所得の妊婦に対する初回産科受診料のほか、多胎妊娠の妊婦健康診査料に対する助成を行います。出産後

の支援策としては、国による出産育児関連用品の購入などにかかる10万円の経済支援事業に加え、出産・育児に関する面談や継続的な情報発信などを一体的に実施する出産・子育て応援事業を開始するとともに、本市独自の施策として、未来の宝子育て支援金支給事業を継続して実施していきます。

保育料の無償化については、国は急速に進む少子化への対応とともに、幼児教育・保育の重要性の観点に立ち、令和元年10月に3歳から5歳までの全ての児童とともに住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの保育料を無償化する制度をスタートさせました。

しかしながら、住民税課税世帯の0歳から2歳児を抱える保護者からは、保育料負担が大きいことや、働きたくても働けない状況にあるとの声が寄せられていました。このため、働きたい女性が制約なしに働くことによって経済的不安の解消につながるように、市独自の施策として、国の無償化の対象とならない住民税課税世帯の0歳から2歳児までの保育料の無償化を実施します。

家事・育児・介護などに関する男女の性別役割分業意識の解消を目指して、昨年5月、イクボス宣言を行いました。

まずは、事業所としての市役所が率先して男性職員の育児休業取得に取り組むことで、子育てしやすいまちづくりにつながることを期待したものです。

今年度から新たに市内事業所における男性の育児休業期間の実績に応じて助成を行うイクボス企業応援助成金を創設するほか、市内事業者を対象にくるみん認定に向けたセミナーを開催し、女性も男性も子育てしながら働きやすい職場づくりに取り組み、社会全体で子育てしていく環境の構築を目指します。

ファミリーサポートセンターについては、申込み、あっせん等の活動拠点を子育て支援センター“きらきら”に移設した上で、新たにアドバイザーを配置し、利便性の向上を図るとともに、提供会員の登録拡大等に努めます。

学齢期の児童の支援策としては、経済的理由によって放課後児童クラブを利用できない家庭に対して、非課税世帯を対象に、新たに利用料負担を軽減する

ための助成制度を設けます。

長崎鼻公園リニューアル整備構想については、子育て世代をはじめ、幅広い世代が安心して憩える公園づくりを目指して、昨年実施したサウンディング調査の結果を基に、公園整備事業の具体化に向けた作業に着手します。

3番目に、まちの魅力づくりについてであります。

昨年末に開催された全国高等学校駅伝競走大会において、神村学園女子駅伝部は3位に入賞しました。これまで、優勝、準優勝を含め、5年連続で3位以内を獲得する優秀な成績を収めています。

また、年末から年始にかけて開催された全国高等学校サッカー選手権大会においては、同校男子サッカー一部が国立競技場で準決勝に進出し、優勝校となった岡山学芸館高校に惜しくもPK戦で敗れたものの、3位となる優秀な成績を収めました。

県立市来農芸高等学校においては、今年1月に開催された「和牛甲子園」において、肉牛の取組評価部門において最優秀賞を獲得しました。

将来を担う高校生が、すばらしい活躍とともに大きな希望を与えてくれました。本市には、このような素晴らしい実績を上げ、特色ある魅力的な学校があるとともに、つけあげやマグロ、焼酎、サワーポメロなど、食のまちとしての優れた特産品をはじめ、歴史や文化、イベントでも、本市ならではの多くの特色や魅力にあふれています。

少子高齢化が進み、人口が減少していく低成長の縮小社会の中では、都市間競争も激しさを増して避けることが避けられません。まちづくりにおいては、我がまちの「強み」、「魅力」を最大限生かした「選択と集中」が欠かせない視点となります。そうした観点に立って、我がまちの特色をとがらせ、磨き上げ、ほかのまちとの差別化を図ることが鍵を握っていると言えます。

教育の分野においても、質の高い魅力ある教育を進めていくことが、これからのまちづくりの大きな魅力となります。

学校教育においては、急激な少子化の進行により児童生徒数の減少が顕著になっており、今後の推移を見極めながら、市立小・中学校の望ましい学校規

模を目指す再編に取り組むとともに、魅力ある特色を持った質の高い学校へと生まれ変わることを目指して進めていきます。

また、不登校の児童生徒が増加傾向にあることを踏まえ、スクールカウンセラーを充実するとともに、新たに心の教育相談員を配置して、不登校の未然防止を図ります。

他方、学校外での教育においては、課題解決型学習やキャリア教育を通して、学校では学べないことや体験できないことを子どもたちに提供する「夢中熱中塾」を開設し、子どもたちの興味関心や学びへの意欲を引き出していきます。

高等学校への支援については、これまで市内の県立2校に対し財政的支援を実施してきていますが、入学者の減少傾向に歯止めがかからない状況にあります。

これまでの支援内容をはじめ、市内の高校に係る今後の支援の在り方について検討します。

定住・就労支援策については、将来、地元への定住・就業を促進するため、企業版ふるさと納税を活用した薩摩スチューデント基金を設立します。あわせて、高校や大学卒業後に本市に定住・就業した場合には、奨学金の償還額を本人に代わり市が全額負担する奨学金等償還金支援制度を創設します。

また、移住者の就業先の創出や地元企業の人材確保を兼ねた特定地域づくり事業協同組合について、商工会議所、商工会など関係団体や関係事業者と設立に向けて検討します。

本市の特色を生かした多文化共生のまちづくりを進めるとともに、外国人留学生に対する学費支援制度を設け、外国人に選ばれるまちを目指します。外国人留学生学費支援制度は、本市での留学生の学業支援を行うとともに、市内企業・事業所での人材確保を図るものであり、関係事業所等との連携の下に、卒業後に市内で働くこととなる外国人留学生への経済的支援を行います。

今後も増加が予想される空き家の活用について、関係団体との連携を図りながら地域活性化につなげる方策を検討するとともに、冠岳地区においては、地域づくり団体との協働による空き家活用モデル事

業を行い、冠岳芸術文化村構想の推進につなげていきます。

本市が有する食関連産業の強みや、これまでつくり上げてきた「食のまちいちき串木野」のイメージをさらに高めるため、飲食店の新築や物件購入に対する補助制度を設けます。魅力的で集客力の高い飲食店の立地による「食の集積」が、「食のまちづくり」の推進とともにシビックプライドの形成につながっていくことを期待しています。

今回、新たに市民参画の下に「第2期食のまちづくり基本計画」を策定しました。この計画に基づき、地元食材のブランディングや高校連携プログラム、食の楽しみ方開発など、市民一人ひとりがそれぞれの立場で主体的に実践できる取組を推進します。

健康で長生きをすることは尽きる事のない万人の願いです。超高齢化社会を迎える中で、自分らしい生活を楽しみながら健康を保つためには、基本的な食事・運動・休養の管理はもとより、生きがいを持ち、仕事を続けることが大切とされています。高齢者の皆さんが希望する仕事の形態や社会活動への参加を支援するとともに健康づくりへの取組を働きかけていきます。

中でも手軽な健康法で認知症にも効果があるとされるウォーキングについては、いつでも安全で安心して楽しく取り組める効果的なモデル事業を目指して、「歩きたくなる道づくり」についても検討していきます。

いちき串木野市が誕生して今年18年目となり、令和7年10月には市制施行20周年を迎えます。節目となる20周年の年に向けて、これまでのまちづくりを振り返るとともに、市民が誇りと愛着を持てる、これからのまちづくりのシンボリックなスタートアップ事業等について、市民の皆様の様々な意見をいただきながら議論を深めていきたいと考えています。

4番目に安心して暮らせるまちづくりについてであります。

防災・減災については、昨今の集中豪雨により、市内でも散発的に浸水被害が発生しています。八房地区における浸水調査や、市道八房・北新田線の排水路整備をはじめ、河川護岸整備や浚渫などによる

浸水対策の強化を図ります。

また、近年、全国各地で頻発かつ激甚化している自然災害に対応するため、防災行政無線施設の更新に向けた調査設計に着手します。

消防・救急については、感染症流行時においても継続的に業務を行えるよう、感染防止を図るために消防庁舎を改修するほか、高規格救急自動車の更新整備を行います。

地域福祉の推進については、新たに介護・障がい・子ども・生活困窮の各分野の事業を一体的に行うために重層的支援体制の充実を図ります。

また、社会とのつながりの希薄化を起因とする「8050問題」等に対応するため、相談会や訪問支援など、孤立、孤独対策に取り組みます。

社会基盤整備については、高度経済成長期に集中的に建設された道路、橋梁、水道など生活に不可欠な社会基盤について適切な維持管理を図るため、長寿命化等の計画的な整備改修を行います。

5番目に、未来につながる投資の推進についてであります。

企業誘致・雇用形成については、令和8年に分譲開始を予定している新工業団地の整備に向けて、計画地の用地取得を進めます。

サテライトオフィスについては、IT企業の誘致に努めるとともに、新たにコミュニティマネージャーを配置し、市内事業所の生産性向上を図るためのIT企業とのマッチングや地域活性化に資する新たな事業創出等を推進し、地域のDX化を支援します。

エネルギー関連については、本市沖合での洋上風力発電事業の実現と産業拠点化を目指し、引き続き、利害関係者等で構成する協議会において調査研究を進めます。同時に関係自治体との連携を図りながら、県をはじめ、関係先に対して事業実現に向けた働きかけを進めていきます。

また、民間事業者や株式会社いちき串木野電力と連携し、卒FIT電源等の活用によるエネルギーの地産地消の取組を促進し、脱炭素社会に向けて、「2050年二酸化炭素実質排出ゼロ」を目指していきます。

農業振興については、未来を担う新規農業者の確

保・育成のため資金や設備導入を支援するほか、スマート農業推進に向けた検討を進めることとし、新たにセミナーの開催や実証実験のための環境モニタリングシステムの導入などに取り組みます。

水産業振興については、種子島周辺漁業対策事業を活用し、市来町漁協が行う、えびす市場の駐車場整備や設備更新に係る支援を行うほか、漁協と連携を図りながら、貝類の試験養殖やイセエビの増殖場設置等により水産資源の維持・増大を図ります。

観光振興については、薩摩藩英国留学生記念館において、「松村淳蔵」をテーマとした特別企画展を開催して、交流人口の拡大、情報発信に取り組みます。

アフターコロナを見据え、個人旅行やマイクロツーリズムに対応するため、地域内外の観光事業者と連携した体験型観光メニューの充実を図ります。また、新たに総合イベント助成事業制度を創設し、交流人口の拡大及び地域経済活性化に資するイベント等の支援を行い、既存イベントの磨き上げや、本市の特色や独自性を発揮できる新たなイベント等の発掘を進めます。

今年、待望の特別国民体育大会並びに特別全国障害者スポーツ大会が開催されます。本市総合体育館では、バレーボール（成年男子）、バスケットボール（少年女子）、車いすバスケットボールが実施されます。鹿児島県勢の活躍を期待するとともに、大会の成功に向けて、市民の皆様と共におもてなしの心を持って取り組み、新しい営みにつながる機会にしたいと思えます。

地方自治の原点は住民自治にあり、それは市民と行政との確かな信頼関係の上に築かれるものと思えます。市政を担う者として大事なことは、市民の皆様の御意見やニーズを正しく把握することに尽きると言っても過言ではありません。市民の皆様が夢や希望を持ち、その夢や希望の実現に向け、職員が丸となって市民の声にしっかりと耳を傾け、共に解決を図っていくことで、その信頼関係は確かなものになっていくと思えます。

まちづくりは、我がまちの「チカラ」、「強み」、「魅力」を最大限に生かし、磨き上げ、育み、つな

げる。こうした取組が、本市の特色として魅力をさらに高め、「住んでみたい、住んでよかった」という我がまちへの誇りと愛着を育み、「持続可能なまち」につながっていくものと考えます。

このような認識の下、本市の魅力やポテンシャルを最大限に生かし、市民の皆様が誇りと愛着を持ち、安心して生活できるよう、全身全霊をもって諸施策に取り組んでまいります。

議員各位をはじめ、市民の皆様のお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、予算議案の概要について説明を申し上げます。

国の令和5年度地方財政計画においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度を上回る額が確保されたところであります。

令和5年度の本市当初予算は、人口減少・少子化対策を最重要施策として位置付け、住民税課税世帯を対象とする0歳から2歳児までの保育料の無償化、イクボス企業応援助成金事業など、新規事業として総額9,815万7,000円を計上いたしました。また、人口減少・少子化対策には、魅力あるまちの価値を高め、若い世代に選択されることが重要であり、まちの魅力づくりに夢中塾中塾、薩摩スチューデント奨学金制度、外国人留学生支援事業など、新規事業として総額4,609万4,000円を計上いたしました。出会いから子育てのそれぞれの段階におけるしっかりとサポートと、子どもをこのまちで育てたいと選ばれる特色ある施策を展開し、人口減少対策に取り組んでまいります。

歳入としては、市税及び地方消費税交付金は増収、地方交付税は令和4年度と同額を見込んでいるものの、実質的な地方交付税である臨時財政対策債は減としていること及び歳出で補助費等が伸びていることなどから財源不足を生じ、財政調整基金等から繰入を行い、予算を編成したところであります。

少子高齢化が進む中、世界的なエネルギー価格の

高騰や物価高等の影響を受け、市内経済の状況は依然として厳しい状況にあることから、今後も厳しい財政状況が見込まれます。

そのため、これまで以上に事務事業等の歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、効率的で持続可能な財政運営に努めてまいる所存であります。

それでは、会計ごとに予算議案の概要を説明申し上げます。

まず、一般会計であります。令和5年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ167億4,200万円で、対前年度1.9%の増であります。

歳出を性質別に前年度と比較しますと、義務的経費のうち人件費は0.1%の増、公債費は6.2%の減となっております。

消費的経費のうち、物件費は3.2%の減、維持補修費は最終処分場管理費等により28.9%の増、補助費等はかごしま国体開催等により27.6%の増となっております。

投資・出資・貸付金は下水道事業会計出資金により38.3%の増、投資的経費のうち普通建設事業費は2.2%の増であります。

次に、歳入の主なるものについて説明を申し上げます。

市税は固定資産税等の増を見込み、対前年度2.3%の増であります。

地方消費税交付金は、世界的なエネルギー価格高騰等を要因とする輸入消費税等の増加の影響により16.7%の増であります。

地方交付税は、令和4年度と同額を見込んでおります。なお、実質的な地方交付税と言われる普通交付税と臨時財政対策債の合計額では、臨時財政対策債が減少する見込みであることから、1.7%の減となります。

分担金及び負担金は51.1%の減で、住民税課税世帯の0歳から2歳児までの保育料無償化に伴う保護者負担金の減によるものであります。

国庫支出金は2.9%の減で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費等の減によるものであります。

財産収入は、財政調整基金等の一部を定期預金から利率の高い社債での運用に切り替えたことから利

子及び配当金が増える見込みであり、19.4%の増であります。

寄附金は、ふるさと納税寄附金を前年度と同額で見込んでおります。

繰入金は14.3%の増で、財政調整基金を2億8,000万円、市債管理基金を2億300万円、ふるさと寄附金基金を8億6,531万1,000円、合併まちづくり基金を9,700万円繰り入れております。

令和5年度末の基金残高は、財政調整基金で15億611万2,000円、市債管理基金で19億1,456万4,000円を見込んでおります。

市債は19.8%の増で、令和5年度末の市債残高は166億1,100万2,000円を見込んでおります。

第2条債務負担行為は、その事項、期間及び限度額について、第3条地方債は、起債の目的及び限度額等について、第4条は、一時借入金の最高限度額を15億円とすることについて、第5条は、歳出予算の流用の範囲について、それぞれ定めております。

次に、特別会計であります。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出それぞれ38億7,333万4,000円で、対前年度0.9%の減であります。

介護保険特別会計は、歳入歳出それぞれ37億6,684万6,000円で、対前年度0.1%の減であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出それぞれ5億1,620万8,000円で、対前年度0.8%の減であります。

なお、地方卸売市場事業特別会計は、令和5年3月で廃止することとしております。

次に、水道事業会計であります。

令和5年度の業務予定量は、給水戸数1万2,582戸、年間総給水量387万7,000トン进行予定してあります。

収益的収支の予定額は、収入は6億8,705万9,000円、支出は6億5,913万2,000円としてあります。

資本的収支の予定額は、収入3億1,624万9,000円、支出は管路耐震化事業などにより5億9,899万円あります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億8,274万1,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年

度分の損益勘定留保資金をもって補填することとしてあります。

次に、下水道事業会計であります。

令和5年度の業務予定量は、配水件数5,108件、年間総処理量160万8,776トン进行予定してあります。

収益的収支の予定額は、収入は、下水道使用料並びに一般会計からの負担金及び補助金を見込み、5億6,892万3,000円、支出は5億4,060万円としてあります。

資本的収支の予定額は、収入を2億7,732万9,000円、支出はストックマネジメント事業などにより4億4,942万円あります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億7,209万1,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金をもって補填することとしてあります。

次に、議案について説明を申し上げます。

議案第18号いちき串木野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の取扱いが全国一律で定められたことから、開示決定等の期限など必要な事項を定めようとするものであります。

議案第19号いちき串木野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてであります。いちき串木野市個人情報保護条例の廃止により、情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合し、新たに設置する情報公開・個人情報保護審査会に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第20号いちき串木野市児童館条例を廃止する条例の制定についてであります。海浜児童センターについて、老朽化により施設を廃止するため、令和5年6月30日をもって条例を廃止しようとするものであります。

議案第21号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布を踏まえ、出産育児一時金の額について改定しようとするものであります。

議案第22号いちき串木野市子ども・子育て会議条例及びいちき串木野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条文を整理しようとするものであります。

議案第23号いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除等を行うため改正しようとするものであります。

議案第24号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びいちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、安全計画の策定及び自動車を運行する場合の所在確認等について定めるため、改正しようとするものであります。

議案第25号いちき串木野市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。子育て世帯の負担軽減を図るため、国の無償化の対象とならない住民税課税世帯の0歳から2歳児までの保育施設等の利用者負担額を市独自で無償化しようとするものであります。

議案第26号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。土川地区の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号市道の認定についてであります。鹿児島県から移管される主要地方道川内串木野線の旧道路敷を新たに白浜・荒川浜線として市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第28号いちき串木野市地方卸売市場条例及び

いちき串木野市特別会計設置条例を廃止する条例の制定についてであります。日置北部公設地方卸売市場を令和5年3月31日をもって廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

議案第29号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新生町住宅及び袴田住宅のそれぞれ1棟1戸並びに松尾住宅1棟4戸を用途廃止するため、改正しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（濱田 尚君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（濱田 尚君） 本日はこれで散会します。
散会 午前11時10分